

「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

労働保険は、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称で、事業主向け各種助成金制度や、仕事や通勤による傷病に係る療養や休業、失業の際に、労働者とその家族を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。事業主は正社員、パート、アルバイトなどの、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら

従業員を守る責任と、労働保険の成立手続を行う義務があります。

労働保険とは

労災保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

雇用保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

事業主のための助成金（就職が困難な者の雇い入れや、労働者のキャリアアップや年収の壁対策などに取り組む事業主に助成）を支給しています。

労働者とは

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると、様々なリスクがあります

遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

事業主の方のための助成金が受け取れません。

お問い合わせ

三重労働局労働保険徴収室 TEL059-226-2100

又は、最寄りの

労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へ